

設備投資促進貸付のご案内

設備の新設・更新に必要な資金を融資します

1 融資対象者（主なもの）

次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次の③又は④のいずれかに該当する方

- ① 県内で事業を営む方
- ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- ③ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため、機械・設備等の新設・増設を行う方
- ④ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする方

2 融資条件

融 資 利 率	年 1.35%（固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.36%～1.52% （県制度融資の責任共有保証料率から 2割軽減※） ※特例保証を適用する場合等を除く
融 資 限 度 額	3億円
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
資 金 使 途	設備資金及び設備投資に伴う運転資金
信 用 保 証	必要に応じて保証協会の保証を付ける
申 込 書 類 等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ※保証協会の保証を付けない場合は、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号） ②設備投資促進貸付事業計画書（様式第5号） ③その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関へ](#)ご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

